

ラオス国立司法研修所との共同オンラインセミナー －量刑，法曹養成制度－

国際協力部教官
黒木宏太

第1 はじめに

法務総合研究所は、2018年12月、ラオス国立司法研修所（National Institute of Justice）と、法・司法分野の研修、人材育成等において協力することを目的とした協力覚書（Memorandum of Cooperation）を締結し、国際協力部は、それ以降、この協力覚書に基づいたセミナーを実施している。ラオス国立司法研修所側から、2017年に改正（2018年施行）されたラオス刑法に関する論点を取り上げて、日本の法制度との比較研究を行い、将来の講義や教材作成に生かしたいとの要望があったことから、これまで、刑法に関するテーマを中心に扱ってきた。第1回目は、2019年10月24日及び同25日、刑法の沿革・改正経緯及び法人処罰規定等をテーマとして、ラオスの首都ビエンチャンで実施された。第2回目は、2021年3月2日、予備・未遂及び量刑等をテーマとして、オンラインで実施された。

第3回目となる今回は、2021年6月17日、量刑及び法曹養成制度をテーマとして、オンラインで実施した。本セミナーには、日本側から、オンラインにて、国際協力部の森永太郎部長（現国連アジア極東犯罪防止研修所長）、須田大副部長、伊藤みずき教官、尾田いずみ教官及び徳井靖士事務官ほか、JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの玉垣正一郎氏が参加した。また、ラオス現地にて、JICAラオス法の支配発展促進プロジェクトの前田佳行専門家及び鈴木一子専門家に参加いただいたほか、マノデート・チュンタボン（ヤック）氏に日本語・ラオ語間の通訳をしていただいた。

なお、本セミナーを実施した時期は、ラオスでは、新型コロナウイルスの影響により、ロックダウン継続中であった。そのため、本セミナーの実施には多くの困難があったものの、上記JICAプロジェクトの多大なサポートにより、無事に実施することができた。この場を借りて、感謝を申し上げたい。

第2 本セミナーの概要

1 概要

(1) 日時

2021年6月17日（木）

日本時間11：00～18：30（ラオス時間9：00～16：30）

(2) ラオス側参加者

ラオス国立司法研修所：ビエンペット副所長，教員16名 計17名

ラオス刑事法SWG（サブワーキンググループ）メンバー 計8名

(3) 形式

Z o o mを使用したオンライン形式

(4) 概要

午前の部：量刑

- ・ラオス側からのプレゼンテーション
- ・日本側からの講義（量刑について）とディスカッション

午後の部：法曹養成制度

- ・日本側からの講義（法曹養成制度について）とディスカッション

2 内容

(1) 量刑について

ア ラオス国立司法研修所刑事法学科のカムプアン・ティパヴォン学科長より，ラオス刑法の常習犯・累犯について，条文を中心に説明があった。ラオス刑法20条（常習犯）では，「常習犯とは，3回以上で同一又は類似した類型の犯罪を犯し，かかる犯罪について裁判所がまだ審理していないものをいう。」と規定されており，日本刑法とは異なり，常習犯に関する一般的な規定が置かれている。

イ 当職より，量刑について，日本の強盗致傷を題材として，量刑の範囲，量刑判断の在り方，ラオスの加重減軽事由等について，講義をし，その後，ラオス側と日本側とで意見交換をした。

ラオス刑法21条（累犯）では，「累犯とは，前の意図的犯罪により自由剥奪刑の判決が下された者が刑の服役期間中又は以下の期間内で新たに同一又は類似した類型の犯罪を意図的に犯したことである」と規定されているところ，その「同一又は類似した類型」の意味について議論した。犯罪の類似性の判断方法として，ラオス側の色々な考え方が示され，強姦と強盗が類似するかを例にとると，犯罪の手段の類似性を重視する考え方－人の身体に傷害を与えるという点において共通するので類似となり得る－や，刑法典の同じ章にあるか（すなわち保護法益を同じくするか）を重視する考え方－強姦と強盗は刑法典の別の章にある犯罪なので類似しないとなり得る－などが紹介された。

また，ラオス刑法64条（刑事責任の減輕につながる事由）8号の「犯罪人自身又はその家族の著しく困難な状態によりなされた犯罪」の意味，ラオス刑法65条（刑事責任の加重につながる事由）9号の「深刻な結末を伴う犯罪」の意味等について，どのような場合がこれらに当たるかについて，強盗致傷の事例を踏まえつつ，活発な議論がされた。

(2) 法曹養成制度

伊藤教官より，日本の法曹養成制度について，講義をし，その後，ラオス側と日本側とで意見交換した。

ラオス側から，日本側に対し，司法研修所卒業の場合に修了証書が付与される

か、日本のロースクールの選考試験の在り方はどのようなものか（未修者コース，既修者コース）や，法学部卒と法学部卒でない実務家がいるという点につき，それらの実務家としての能力差はどのようなものか，などについて，活発な質問がされた。また，ラオス国立司法研修所を修習した後の就職先の課題なども共有された。

(3) その他（オープニングとクロージング）

ビエンペット副所長より，午前は量刑，午後は法曹養成制度について有意義な議論ができたことについて言及された上で，今後是非とも特定のテーマを議論していきたい旨の挨拶があった。

国際協力部の須田副部長（元ラオス長期専門家）より，量刑の考慮要素について実務上の取り扱いに類似点があるということが見いだせたことや，法曹養成制度について日本のシステムに関心を持ってもらえたことに言及された上で，今後もラオス国立司法研修所の期待に応えていきたい旨の挨拶があった。

【本セミナーの様子①】

第3 所感と今後について

新型コロナウイルスの状況にもよるが，今後も，ラオス国立司法研修所と，定期的に共同セミナーを開催していく予定である。

量刑について，量刑上考慮すべき事情は日本と類似する点も多いように思われるが，ラオス刑法（量刑の規定，構成要件の規定など）を踏まえた上で，量刑の枠をどのように考えるか，どのような事情をどのように重視するかなどについて，さらに議論を深めていければと思う。また，法曹養成制度についても，上記のような就職先の課題を含め，ラオス

側には多くの関心事項があり、今後も、日本側の知見などを提供していければと思う。

国際協力部としては、今後も、ラオス国立司法研修所の自主性を尊重しつつ、その発展に協力していきたい。



【本セミナーの様子②】